

第二次環境基本計画の第1回点検の進め方について

1 点検調査の進め方

(1) 国の取組状況の把握

環境基本計画の「戦略的プログラム」に関する各府省の取組のうち、点検項目に係る取組を国の取組状況(個表)として取りまとめる。その際、各取組が戦略的プログラムのどの政策手段(政策手法)に分類されるのか、また、戦略的プログラムのあらゆる段階における取組(「地域づくり」又は「国際的取組」)に資するものか否かについても把握するとともに、取組の進捗状況及び環境保全上の効果の把握にも努める。

また、原則として年度内の取組を対象とするが、単年度の予算、施策では効果が把握しにくいものについては、必ずしも「年度」にこだわらず、累積的な効果が明らかになるように把握するとともに、第1回点検においては、第二次環境基本計画策定(平成12年12月22日)から平成13年3月末日までの取組もあわせて取りまとめることとする。

環境基本計画の参考資料に記載されている個別の課題に係る既存の目標について、入手可能な最新のデータを用いることにより、進捗状況の定量的把握を行うとともに、個別の課題に係る新たに設定された目標等を追加する。

各府省における環境配慮の方針の策定及び環境管理システムの導入に向けた取組状況を取りまとめる。

第二次環境基本計画策定(平成12年12月22日)後の環境政策に関連する主要な動きを取りまとめる。

(2) 地方公共団体、事業者等の把握

地方公共団体、事業者等の取組状況についてもその進捗状況の把握に努める。

(3) 国民各界各層の意見の聴取の方法について

以下のような方法により、国民の意見を広く受け入れ、点検に反映させる。なお、効果的に実施するため、事前に様々なメディアを活用したPRに努める。

ブロック別ヒアリング

各主体の取組状況や環境基本計画を推進していくための意見について生の声を聴くため、ブロック別ヒアリング(2~3か所)を行う。

電子メール等による一般意見受付

各主体の取組状況や環境基本計画を推進していくための意見を幅広く受け付ける。

2 点検の進め方

(1) 点検調査結果の報告について

上記点検調査結果につき、事務局より報告を受け点検を行う。その際、国の取組状況に関する質疑に当たっては、必要に応じ各府省の同席を求める。

(2) 点検項目について

(第1回点検における点検項目)

地球温暖化対策の推進

物質循環の確保と循環型社会の形成に向けた取組

化学物質対策の推進

生物多様性の保全のための取組

環境教育・環境学習の推進

(点検項目に関する留意事項)

環境基本計画の11の戦略的プログラムを基本とし、計画策定の5年後を目標として行う計画見直しまでに、主要項目すべてを点検できるようバランスに配慮する。

第2回目の点検以降も継続的にその進捗状況を把握することが重要な項目については、引き続き点検項目とする。

各府省の自主的な点検結果を踏まえた中央環境審議会による点検は、各府省における環境配慮の方針及び環境管理システムの導入が進んでからとし、今回の点検では、「環境配慮の方針の策定及び環境管理システムの導入に向けた取組」の状況把握を行う。

(3) 点検のポイント

点検のポイントは、戦略的プログラムに掲げられた重点的取組事項、目標及び施策の基本的方向とする。

3 第1回点検の当面のスケジュール

平成13年

12月6日 点検の進め方について決定

点検関連調査実施

平成14年



3月 結果取りまとめ

4月以降 総合政策部会（数回開催）

6月頃 閣議報告